

第 19 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 19 号議案「国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定の締結について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

上 月 委 員) 例えば第 2 条の（3）ですが、兵庫教育大学が芦屋市に求めてくるものとして、どのような協力が考えられますか。

学校教育課長) 具体的な話は出ていないのですが、教育のアンケートや、大学が考えている研修に対して、参加するという形が想定されます。

越 野 委 員) 相互連携において、兵庫教育大学の学生さんが芦屋市内の小学校とか中学校に、今まで以上にたくさん教育実習に来られるなどということはありませんか。

学校教育課長) 教育実習につきましては一定のルールがありますので、兵庫教育大学の学生さんがたくさん来るとするのは、難しいということはおし上げておきまして、できる範囲で協力していきたいと思っております。

木 村 委 員) 連携すること自体はいいことだと思います、協定はどのような経緯で協議が始まったのですか。

学校教育課長) これまでもいろいろな形で、関わりがありましたが、今ま

でやってきたことを整理しましょうかということで、昨年6月頃から副学長も来庁され、協議してまいりました。

12月頃から具体的に、どんな協力ができるかを検討し、主に研修としてこれからの教育課題に対して、指導・助言していただきたいところもあり、協定として進めてきました。

木村委員) 兵庫教育大学からの提案が、まずあったということですか。

学校教育課長) そうです。

木村委員) 近隣市においても同じですか。

学校教育課長) おっしゃるとおりです。

木村委員) ほかの市が兵庫教育大学と協力するようになり、芦屋市としても協定しないと取り残されてしまうことも懸念されるということもあるわけですね。

学校教育課長) そのようなところもございます。

木村委員) わかりました。

教育長) 中学校給食を始める際の懇話会にも兵庫教育大学の先生に入っていただきました。また、浜風幼稚園の廃園の検討についても、兵庫教育大学の先生に有識者として入っていただきました。芦屋市としては、個人的なつながりでお願いに行っていた経緯がありました。兵庫教育大学も地域の学校、そして全体的な社会貢献として芦屋市だけでなく、いろんな市町との間で連携を結び、点と点を面としたつながり、窓口を一本化した形での有機的なものを構築するという大学自身の思いがありました。

課長が申しましたように、兵庫教育大学から、スポット的なつながりではなくて面的なつながりをしましょうというお申し

出があり、他市の動向も見らる中で、芦屋市教育委員会においても進めたいと思います。ただ、連携を結んでいるからといって、何が何でもということは想定しておりませんので、そういう場合においては、やはり教育委員会に報告して、進めていくこととなります。

上月委員) 今までも兵庫教育大学から出前授業で講師の派遣等が打出教育文化センターにあったと思うのですが、今回との違いは、やっぱり大学側からの協力要請もある、双方向でのやりとりになる点です。今、教育長がおっしゃったように、どのような要請があるのかをよく吟味して、学校現場に負担のないように、そしてお互いにメリットがあるように進めていくことが必要だと思います。

浅井委員) これまでに、芦屋市とほかの大学とのこのような形の協定などはあったのでしょうか。

管理課長) 本市での官学連携という取り組みとしましては、直近では、昨年の7月に神戸芸術工科大学と、芦屋市・芦屋市教育委員会という形での包括的な連携協定を結ばせていただいております。

ほかには、平成28年に、芦屋大学と、芦屋市と芦屋市教育委員会という形で連携はさせていただいております。

浅井委員) キッズスクエアなどでも学生さんが子どもたちにいろんな形でアドバイスをくれたり、一緒に勉強したりとか、そんなプログラムがあると思うのですが、そういうことの交流は、今までの神戸芸術工科大学、芦屋大学などでは行われているのですか。

管理課長) 芦屋大学との連携としましては、キッズスクエアでのプログ

ラムの中でソーラーカーの体験など、プログラムに協力いただいたり、教育の面で講義・講演など、いろんな面で協力はさせていただいています。

神戸芸術工科大学は主にデザイン的なものになりますので、具体的にまだ教育委員会ではないのですが、将来的にいろいろ連携できることも視野に入れながら結ばせていただいている状況です。

浅井委員) わかりました。

教育長) 上月委員の指摘があったように、お互いに負担にならない範囲で、いいところをしたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第19号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) ここでお諮りいたします。報告第12号および報告第13号ですが、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教育長) ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教育長) 続いて日程第2、報告第12号「芦屋市放課後児童健全育

成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) (議案資料に基づき概略説明)

木村委員) 大学で心理学などの経験があつて、一定のそういう資質があればよいが都道府県の研修を受けることが資格としての要件となると、なかなか人を採用するのに難しいようなことからということが1つですか。

青少年育成課長) そうですね。

木村委員) この研修は1年に1度ですか。

青少年育成課長) 月に一度、県は実施しております。やってない月もありますので、年間約11回です。

木村委員) それを1回でも受ければよいということですか。

青少年育成課長) 研修を4日間受けることによって、支援員の資格をもらえます。

木村委員) 毎月やっているのであれば、あえてこういうふうにしないといけないのですか。1年に1度であればわかりますが何か理由はありますか。

青少年育成課長) 研修は、兵庫県内の全ての人が受講されますので、順番待ちなどでとれない場合があります。主に神戸周辺は近いですが、豊岡や淡路という遠くの方も来られますので、かなりの人が受講されています。また、新規で参入される事業者については資格のないところもあります。そういうところは新規参入されてから、その資格をとられるようなことも考えられます。

木村委員) 受講待ちは半年ぐらい待たされることもあるのですか。

青少年育成課長) 兵庫県内で何カ所かで順番に回しておりますので、阪神間や、神戸、淡路が開催場所となり、待ったとしても2回か3回ぐらいにはなると思います。

木村委員) 必要性として、本来は研修を受けないといけないのが本来なので、それが1年に1度で1年間待たされるということなのであれば、もともと資質的にはちゃんとある人だから、研修ぐらいいはちょっと柔軟にするというのはわかります。1月、2月ぐらいで研修を終えて、正式に完全な資格を得ることができるのであれば、あえてこういう規定を設ける必要がどれだけあるのかなというのは、少し疑問には思います。

青少年育成課長) 今いる支援員がやめたときに、支援員を補充しようとしても、研修済みの方はほとんどいらっしゃいません。ですから、とりあえず基礎資格のある方をその時点で雇って、1年以内に研修を受けていただくようにしながら、支援員を確保するのが今回の改正の狙いでございます。

越野委員) 業務委託をしている民間事業者の支援員さんもみんなこの規定は適用されますか。

青少年育成課長) もちろんそうです。市の支援員もそうですし、市内でこの事業をやっていらっしゃる民間事業者にも、この規定は当てはまります。

教育長) 芦屋でやっている人は、芦屋のこれが当てはまり、西宮でやる人は西宮のほう当てはまるということですね。

青少年育成課長) そうです。西宮は西宮の基準条例が当てはまるということになります。阪神間でこういう形に改正しようとしている市が、今のところ宝塚と尼崎と芦屋市です。それ以外の市は、この

1年間の猶予規定はつけられていないので、もし支援員がやめたときに、どうされるのかというのがあります。

木村委員) 現実の運用としては、やめられた場合に、とりあえず入ってもらうが、1年間というわけではなくて、毎月研修をやっているのので、できるだけ早く行ってもらってということですね。

青少年育成課長) 実務的な運用としてはそうです。ただ、その間、場合によっては基準条例から外れてしまう、支援員の常時配置ができない状況にもなりかねないので。そういう状況を避けるのももちろん、この猶予規定を置いている意味としてはあります。

教育長) 他に質疑はございませんか。

それでは、報告第12号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の報告を受けたものといたします。

教育長) 次に、報告第13号「令和2年度施政方針案と教育費当初予算案について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 全体的に予算を組むときに減らしましたが、何割でしたか。

管理課長) このたびは、いわゆる経常経費につきまして、市全体で2割の縮減をするということで、これは教育委員会も市長部局も全ての部において2割カットで、予算編成に当たってはかなり苦慮した中で、何とかこの予算を組んだということになります。

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

上月委員) 2割カットされた項目や事業のうち、教育予算の削減されたものは何ですか。

管理課長) それぞれの所管でいろいろあるのですが、例えば、学校園に配当する予算が毎年ございまして、その中でも一部消耗品などの部分については、シーリング的なものをかけさせていただいた形での編成で考えています。

木村委員) 市全体の歳入は469億円と書かれていますが、歳入自体が減ってきているのですか。2割カットの要請が、どういうところで出ているのかを教えてくださいたいと思います。

管理課長) 税収の推移は把握していないのですが、具体例で言いますと、公共施設の建てかえや、JR南の再開発でありますとか、あとは社会保障関係、福祉関係の経費ですとか、どうしても歳出として、いろいろ増加になっている部分があるというのは近年の傾向でございます。

管理部長) 市税収入そのものは微増ですが、右上がり傾向にはありません。

木村委員) 近年、建物で大きなものをやらないと仕方がないので、ほかを圧縮しないと仕方がないということですね。

管理部長) そうです。

教育長) 他に、ふるさと納税で芦屋の人が他市にされることで、芦屋の歳入が、億単位で違ってくるのですね。また、地方交付税が芦屋は不交付団体になった関係で、その部分も目減りしています。

管理部長) そうですね。加えて、幼児教育無償化によって歳出が経常として増えています。

教育長) ビルトするのは簡単ですが、カットはなかなかしんどいので、今回、大きく全体的な絞り込みをして、そういう中で、新

規事業を行います。

教育委員会としては大きな工事を行っているので、規模としては市の中でも大きいです。

管理部長) 市の歳入自体は、税収がそんなに増えないので、多少の動きはあっても、総額は変わりません。教育費を増やしたということは、ほかにしわ寄せがいつているという認識を私どもは持たないといけません。

浅井委員) 建てかえなどの大きくかかるものが終了して、その後は各校で減らしていた配当などは戻ることはいありますか。

管理課長) 数年後の市の財政状況は、今の段階では何ともいえないですが、やはりここ数年の収支見込みを見ても、いわゆる本市の貯金として持っている基金を取り崩しながらやっていつている状況もありますので、建てかえ工事が終わったから、ほかの事業に充てられて充実できるかといくと、そこについてはかなり厳しい部分がございます。

越野委員) 去年は中学校の部活動の推進事業で、部活動支援員を配置されて、先生方の負担を軽減されるのがあったと思いますが、今年はないのですが、拡充はされないのでしょうか。

学校教育課長) 芦屋は一番上限で各校1名の推移で行っていますので、そのまま継続しながらやっていくところがございます。後退しているということではなくて、できる限りのことをしているという状況です。

浅井委員) 学校に音声応答機能の電話ということですが、これはいわゆる留守番電話的なものですね。

管理課長) 例えば6時になったら切りかえて、「業務は終了しました

ので明日、また朝以降におかけ直してください。」と自動で応答するものです。

浅井委員) 自動で切りかわるということですか。

管理課長) 時間を設定しまして、運用していく形で考えています。

教育長) 県立学校は全部導入されましたか。

管理部長) 県立学校は導入されたと新聞に掲載されていました。

管理課主幹) 家の留守番電話とは少し違います。学校は電話回線が、実は2本入っています。代表の番号とそうではない番号が入っていますが、代表の番号にかければ2回線つながるようになっています。電話機が家のように2台ではありませんので、5台も10台も20台も入っています。その電話機で留守番電話の設定をするのではなく、電話交換機という機械がありますので、そこに別の機械をつけて、時間になったら応答メッセージができるというようなシステムになっています。

自宅の留守番電話とは意味合いが違い、例えば企業にかけた場合に、5時になったらつながらないシステムに似たものと考えていただければと思います。

越野委員) 緊急時も、全くつながらなくなってしまうのですか。

管理課主幹) 緊急時の場合は、学校に配布されている携帯電話にかけていただくよう御案内をするというふうに予定をしています。ただ、学校が昼間の段階から、これは問題事案なので応答メッセージを流したくないといえ、それを解除することもできますので、その場合は携帯ではなくて通常の番号にかけていただけるような設定変更も可能です。

教育長) 保護者から伝えたかったのに、伝えられなかったというこ

とがないように、十分周知して運用していかないとトラブルがあるかもしれませんね。県はやっているのです、その辺のところも聞いてみてください。

浅井委員) ユナイテッドスタジアムとは、どんな感じのところか教えていただけませんか。

スポーツ推進課長) 委員のおっしゃるユナイテッドスタジアムですが、海浜公園プールの駐車場を出たところの右側、もともと企業庁の土地ですが、テニスコートを体育協会で整備いたしまして、ハードコートで車椅子テニスも可能だということで、活用し、障がいのある方にもスポーツを楽しんでいただけるよう、体育協会と協働で推進していこうというところでございます。

浅井委員) 現在、その整備はされているわけですか。

スポーツ推進課長) 現在、整備をされておりまして、この1年、ソフトテニス協会等が使っておられる状況です。

浅井委員) それを活用していくということですね。わかりました。

徳川大坂城東六甲採石場の400年記念は知らなかったです。去年は阪神間モダニズムの記念の年だったと思うのですが、ここで何かいろいろな記念講演会やパンフレットを刊行したりということですが、実際、掘り出した石を市内各地に置いてらっしゃいますね。例えば川沿いの月若橋と大正橋の間や芦屋霊園などにも置いていると思うのですが、時々その看板の説明の札が見えにくくなっていたりすることがあるので、この機会にぜひ見直していただけたらと思います。

新しく立てられたものは非常によく見えて読めるので、読むとその意味もよくわかりますし、歴史的な大きな意味があるの

だなと思うのですが、少し見渡すと見えないところが数か所ありますので、少し見直しをお願いしたいなと思います。

社会教育部長) 点検するようにいたします。

木村委員) これは徳川の400年で、もともと秀吉が大坂城を建てたでしょう。その400年のほうが重要かなと思うのですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

社会教育部長) 現存する石垣が徳川時代のものなので、「徳川大坂城」としています。

浅井委員) これは切り出して利用されなかった残念石など、そういう意味もあるのですね。

社会教育部長) そういうものもありますが、このたびの事業としては、芦屋市のルナ・ホールで記念講演会かシンポジウムを予定しています。西宮に国の指定の史跡がありますので、そちらで現地説明会を開催し、合同事業として芦屋と西宮でやっていこうということにしております。

越野委員) スポーツ交流会の開催があるのは「小学校では」としかないので、次から中学校はスポーツ交流会をされないという方向ですか。

学校教育課長) 結論から言いますと、中学校のスポーツ交流会はこれまでやってきたことをもとに、また、部活動などいろいろな交流がありますので実施しません。小学校は学校間の交流やいろいろなところに広がりも見られるので、今後の教育効果も期待できると判断し、継続していきたいと考えております。

越野委員) 中学校でも、体力や運動能力が低いというのがあると思いますので、中学校は中学校で、何かそれを上げていけるような

取り組みも考えてもらいたいです。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

それでは、報告第13号「令和2年度施政方針案と教育費当初予算案について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言